

補正書

項目	補正前	補正後
3	審査請求に関する処分(原処分)	枚方市の平成 30 年 12 月 28 日付けの当事者実名に対する要介護認定に係る要支援 1 の処分
4	審査請求に係る処分(原処分)があったことを知った年月日	平成 30 年 12 月 29 日
5	審査請求の趣旨	「3 に記載した処分と取り消す」との採決を求める。
6	審査請求の理由	<p>精神単科病院へ社会的入院状態にある、審査請求人の人権侵害を除去する為。また、審査請求人は夫との2人暮らしで子供など頼れる縁者は居ない。更に、審査請求人の夫は要介護2と身体障害1級であり、二人暮らしを執行することは極めて困難な状態である。以上の内容から、審査請求人を特別養護老人ホーム等へ転所させるため。</p> <p>審査請求人は自傷他傷行為や暴言を含む暴力性は見られない。しかし、認知症を発症しており、1級精神障害者手帳を所持しているとおり、理解・判断能力の低下、動作緩慢、感情低下、見当識に著しい難を抱えており、計画性を持たない実行機能障害、認知と感情起伏に難がある事は明白である。また、徘徊の可能性は大であり、これらの内容から常時見守りが必要と思われる。更に、前回の要介護度は要介護2であり、快方に向かっていない、向かう期待の持てない人に対して、要支援1は全く信じがたい。</p> <p>精神単科病院へ社会的入院状態にある、審査請求人の人権侵害を除去する為。また、審査請求人は夫との2人暮らしで子供など頼れる縁者は居ない。更に、審査請求人の夫は要介護2と身体障害1級であり、二人暮らしを執行することは極めて困難な状態である。以上の内容から、審査請求人を特別養護老人ホーム等へ転所させるため。</p> <p>又、審査請求人は自傷他傷行為や暴言を含む暴力性は見られない。しかし、認知症を発症しており、1級精神障害者手帳を所持しているとおり、理解・判断能力の低下、動作緩慢、感情低下、見当識に著しい難を抱えており、計画性を持たない実行機能障害、認知と感情起伏に難がある事は明白である。また、徘徊の可能性は大であり、これらの内容から常時見守りが必要と思われる。更に、前回の要介護度は要介護2であり、快方に向かっていない、向かう期待の持てない人に対して、要支援1は全く信じがたい。</p>
8	(1)添付書類	認定等結果通知書の写し

上記の通り補正しました。

2019年01月18日

審査請求代理人 住所 大阪府枚方市宮之阪1丁目16番4号  
氏名 竹谷 良二 @